Appendix 01

定額減税の事務のポイント

令和６年６月から実施される定額減税は、給与計算や年末調整の処理に大きく影響を与えます。その概要と処理のポイントは下記の通りです。

定額減税の対象者

下記の条件をすべて満たす者を対象とします。

①令和6年6月1日在籍の扶養控除等申告書提出者（甲欄適用者）

②令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下

③日本に居住している

したがって、5月31日までに退職した者、乙欄と丙欄適用者は対象外です。

定額減税の金額（特別控除額）

控除額は次の計算式から求めることができます。

本人３万円＋（同一生計配偶者と扶養親族の人数）×３万円

※同一生計配偶者と扶養親族は、合計所得金額（→P.219）48万円以下の者（外国に居住する者は除く）。

※同一生計配偶者や扶養親族は、扶養控除等申告書に記載される源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族と必ずしも一致しない点に注意。

※共働きの場合、ある一人の扶養親族を夫と妻の両方で控除することはできない。また、夫の同一生計配偶者を、他の者（妻の父など）の扶養親族として2重に控除することもできない。

実際の控除にあたっては、「①毎月の給与から控除（月次減税事務）」と「②年末調整による調整（年調減税事務）」の2つの方法があります。

毎月の給与から控除（月次減税事務）のポイント

令和6年6月分の給与の所得税から控除を行う方法です。通常はこちらの方法で控除を行います。

ステップ１：事前準備（同一生計配偶者と扶養親族の人数の確認）

6月の給与計算の作業の前に、下記の点を確認して給与を支払う従業員の「同一生計配偶者と扶養親族の人数」を求めます。

- 令和5年の年末調整で提出された令和6年分扶養控除等申告書に記載されている源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の「令和6年中の所得の見積額」欄が48万円以下である者の人数を確認します。
- 扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族がいる人には、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」（→P.A003）を提出してもらいます。これは6月支給前に対象となる従業員へ配布し回収する必要があります。

上記の確認により各従業員の特別控除の額（左ページ参照）が決まります。

ステップ2：6月1日以降の給与計算の作業時

6月以降の給与（賞与を含むが、退職金は含まない）に係る源泉所得税からステップ1で求めた特別控除額を控除し、控除しきれない金額は翌月以降、順次控除します（合計所得金額が1,805万円を超える見込みでも毎月の給与からは控除し、年末調整で精算します）。毎月の控除額の管理のために「各人別控除事績簿」が公表されています（→P.A008）。

給与明細書には備考欄などに「定額減税○○円」と控除金額を記載します。

年末調整による調整（年調減税事務）のポイント

6月2日以降に入社した者も年末調整の対象者は、定額減税の対象となります。同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族のいる従業員には、「年末調整に係る定額減税のための申告書」（→P.A003、P.A005）を別途提出してもらいます。

源泉徴収票には、①定額減税の控除額と控除しきれなかった金額②本人の合計所得金額が1000万円超で同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の特別控除をした場合はその旨を記載します（給与明細書にはこれらの記載は不要）。

①源泉徴収時所得税減税控除済額○○円、控除外額○○円

②非控除対象配偶者減税有

memo 「扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者」とは、本人の合計所得金額 900 万円超で、生計を一にする配偶者の所得の見積もりが 48 万円以下の場合を指す。

定額減税

源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書

令和６年６月１日在籍の扶養控除等申告書提出者（甲欄適用者）で、日本に居住している者が提出できる（合計所得金額が 1,805 万円超でもよい）

令和6年分　源泉徴収に係る定額減税のための申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長 横浜南 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社きっちん	（フリガナ）あなたの氏名 イイダ　シュンイチ 飯田　俊一
	給与の支払者の法人番号（※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	給与の支払者の所在地（住所）	神奈川県横浜市金沢区瀬戸 25-1	あなたの住所又は居所 神奈川県横浜市戸塚区〇－〇－〇

記載のしかたはこちら　二次元コード

～記載に当たってのご注意～

◎　この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

◎　この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

毎月の給与から控除（月次減税事務）で提出する場合に✓を入れる

☑ 【源泉徴収に係る申告書として使用】・・・令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※　「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※　この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

年末調整による調整（年調減税事務）で提出する場合に✓を入れる

☐ 【年末調整に係る申告書として使用】・・・年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※　「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※　「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。

※　「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。

（注）　使用する目的に応じて、いずれかの☐にチェックを付けてください。

扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者として記載されている場合は記載不要。その場合は扶養控除等申告書で合計所得金額が 48 万円以下を確認する

○　同一生計配偶者の氏名等

※　記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
イイダ　アオイ 飯田　葵	2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	明・昭・大・平 2・2・2	神奈川県横浜市戸塚区〇－〇－〇	☑	410,000 円

控除対象扶養親族は記載しない。扶養控除等申告書の住民税に関する事項欄で 16 歳未満の扶養親族として記載があれば記載しないことも可。その場合、他の給与所得者の扶養親族となっていないことを確認する

○　扶養親族の氏名等

※　記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

	（フリガナ）氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1	イイダ　ミドリ 飯田　碧	3 3 3 3 4 4 4 4 5 5 5 5	子	明・大・昭・平・令 3・3・3	神奈川県横浜市戸塚区〇－〇－〇	☑	0 円
2				明・大・昭・平・令　・・		☐	円
3				明・大・昭・平・令　・・		☐	円

４８万円以下であることを確認

給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書

年末調整の対象者で、令和６年分の合計所得金額が 1,805 万円以下の日本に居住している者が提出できる

令和6年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 横浜南 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社きっちん
	給与の支払者の法人番号（※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
	給与の支払者の所在地（住所）	神奈川県横浜市金沢区瀬戸 25-1
（フリガナ）あなたの氏名	イイダ　シュンイチ 飯田　俊一	
あなたの住所又は居所	神奈川県横浜市戸塚区○－○－○	

記載のしかたはこちら　二次元コード

配偶者控除等申告書と兼用様式。配偶者控除では本人の合計所得金額が 1,000 万円以下である必要があるが、定額減税では本人の合計所得金額が 1,805 万円以下と広い点に注意

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
- [illegible]中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中[illegible]の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控[illegible]年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
- [illegible]ある場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

1,805 万円以下であることを確認

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	7,000,000 円	5,200,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円
	あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		5,200,000 円

○ 控除額の計算

判定				定額減税対象
☑	900万円以下		(A)	48万円
□	900万円超	950万円以下	(B)	
□	950万円超	1,000万円以下	(C)	
□	1,000万円超	1,805万円以下	(D)	
□	1,805万円超	2,400万円以下		48万円
□	2,400万円超	2,450万円以下		32万円
□	2,450万円超	2,500万円以下		16万円

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ：A（左のA～Dを記載）

基礎控除の額：480,000 円

本人定額減税対象：☑

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号：2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	配偶者の生年月日：明・大・昭・平（平）2 年 2 月 2 日	
イイダ　アオイ 飯田　葵	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実

ここに記載があると配偶者は居住者ではないため定額減税の対象外

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	960,000 円	410,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円
	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		* 410,000 円

判定			
□	48万円以下かつ年齢70歳以上（昭30.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①)	配偶者控除
☑	48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)	定額減税対象
□	48万円超95万円以下	(③)	配偶者特別控除
□	95万円超133万円以下	(④)	

区分Ⅱ：②（上の①～④を記載）

48 万円以下であることを確認

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ ①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」（＊印の金額）） 95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合に配偶者定額減税対象となります。

配偶者控除の額：380,000 円

配偶者特別控除の額：円

配偶者定額減税対象：☑

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②であればチェック

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	
□	あなた自身が特別障害者（右の★欄のみを記載）
□	同一生計配偶者（注）が特別障害者（右の☆欄及び★欄を記載）
□	扶養親族が特別障害者（右の☆欄及び★欄を記載）
□	扶養親族が年齢23歳未満（平14.1.2以後生）（右の☆欄のみを記載）

☆扶養親族等	（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	左記の者の合計所得金額（見積額）
		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	明・大・昭・平・令　年　月　日 左記の者のあなたとの続柄	円

★特別障害者	特別障害者に該当する事実
□	扶養控除等申告書のとおり

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

定額減税の対象外

各人別控除事績簿

各人別控除事績簿はあくまで自社の管理のために使うもので利用は任意、提出の必要もありません。
ダウンロードは下記の国税庁の Web ページから行えます。
https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm

各人別控除事績簿

基準日在職者（受給者の氏名）	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考
			令和６年　月　日			令和６年　月　日			令和６年　月　日			令和６年　月　日			
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（（受給者本人＋①の人数）×30,000円） ②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④） ⑤	控除前税額 ⑥	⑤のうち⑥から控除した金額 ⑦	控除しきれない金額（⑤－⑦） ⑧	控除前税額 ⑨	⑧のうち⑨から控除した金額 ⑩	控除しきれない金額（⑧－⑩） ⑪	控除前税額 ⑫	⑪のうち⑫から控除した金額 ⑬	控除しきれない金額（⑪－⑬） ⑭	